

## 保育士修学資金貸付申請者 推薦調書

借入申請者		
学科・コース	_____学科 _____コース	
入学年月日	_____年_____月_____日 (第_____学年)	
推薦者意見	選考に係る基準	(1) ① に該当 ・ ② に該当 (2) ① に該当 ・ ② に該当
	学力 もしくは 入試成績	1 優秀 2 平均以上
	推薦者の 推薦順位	_____位  _____人中
		(推薦したい理由を記載してください。)
		家計・学資状況から修学資金を 1 特に必要としている。 2 必要である。

上記のとおり保育士修学資金の借受人として適格であると認め、推薦します。

令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

社会福祉法人

佐賀県社会福祉協議会会長 様

推薦者

所在地

学校名

学校長名

印

担当者氏名：

窓口電話番号：

備考

推薦者意見欄は、該当する番号を○で囲んでください。

保育士修学資金貸付における  
貸付対象者の選定基準に関するガイドライン  
(養成施設在学用)

社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会

<貸付対象者について>

本ガイドラインは、「保育士修学資金貸付等制度の運営について」(平成28年2月3日付け雇児発0203第2号。以下「運営通知」という。)2の(1)の②に基づき、保育分野において適性を有すると認められ、養成施設における学修に意欲があり、学業を確実に修了し、所定の国家資格を取得できる見込みがあると認められる者について、養成施設は以下の1及び2の項目を総合的に評価・選定し、佐賀県社会福祉協議会へ推薦するものとする。

- 1 「優秀な学生」については、次の(1)、(2)のすべてを満たすものとする。
  - (1) 成績に係る基準として、以下のいずれかに該当すること
    - ① 高校あるいは養成施設における評定平均値(もしくは成績)が3.0以上
    - ② 養成施設入学試験における成績が平均水準以上
  - (2) 学業等に係る基準として、以下のいずれかに該当すること
    - ① 高校あるいは養成施設における出席率80%以上
    - ② 高校における1年以上の部活動や生徒会等学内活動、又はボランティア等社会活動、社会人としてボランティア等の社会貢献活動を経験
- 2 「家庭の経済状況等」については、次に該当するものとする。ただし、個人の事情を斟酌し、本修学資金の必要性が認められる場合には、貸付けることを妨げない。
  - (1) 経済状況に係る基準  
日本学生支援機構の第一種奨学金(無利子)の要件(※)と同等とする  
給与所得世帯 803万円程度(収入額)  
給与所得以外の世帯 552万円程度(所得額)  
→大学又は短大に通う本人、父、母、中学生の弟妹1人の4人世帯の想定

※家計支持者(父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人)の年収(給与の場合)・所得金額(給与所得者以外の場合)から、規定で定められた特別控除額(家族構成、家庭事情等により異なる。)等を差し引いた金額が、日本学生支援機構で定められている基準額以下であること。

【参考】

○運営通知2の(1)の②

貸付対象者は、優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる者について行うものであること。

○運営通知2の(1)の③

貸付対象者の選定に当たっては当該養成施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行うこと。